

答申第 882 号

諮問第 1564 号

件名：平成 2 年度学校管理案（愛知県立 B 養護学校）のうち校地・校舎の平面図等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、学校の教室配置等、間取りの分かる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 5 日付けで行った一部開示決定（本案件に係る不開示理由については、条例附則第 9 項の規定により、平成 11 年愛知県条例第 42 号による改正前の愛知県公文書公開条例（昭和 61 年愛知県条例第 2 号。以下「改正前の条例」という。）の例によることとされている。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

校地・校舎の平面図レイアウトが、平 2、3、4 年のものが各 1 枚ずつ開示されてはいるが、1 階、2 階と分けて開示されておらず、正確性を欠くため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

レイアウト図が、開示されているが、正確性に欠けるため、正確な 1・2 階の図面の開示をここに要望する。

なお県教育委員会によると、「自分で判断して行動することが難しい」肢体・聴覚・視覚に障害を持つ幼児・児童・生徒が在籍しているため、防犯上の理由により、不開示となっているが、本件については、それ以上に危険であるアスベスト被害に関わる開示請求であるため、上述したるがごとく、「自分で判断して行動することが難しい」幼児・児童・生徒が日々アスベストの被害にさらされているという危険性を否定しえないため、防犯上の理由を超えて優先される事案と思われる。

よって、ここに審査請求をもって開示されることを要望するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成2年度から平成4年度までに愛知県立B養護学校（当時。現在の名称は愛知県立B特別支援学校。以下「本件学校」という。）が作成した学校管理案の中に記載されている校地・校舎の平面図である。

県立学校においては、校長が年度初めにその年度の学校経営の計画を教職員に示す目的で、各学校において学校経営案を作成している。記載内容は、教育目標、教育課程、学校組織、指導計画、現職研修、施設・設備、保護者（雇用主）・地域との連携及び部活動運営委員会、学校評価並びに参考資料である。そして、校地・校舎の平面図は、参考資料を構成するものである。

なお、平成5年度までは、学校経営案と同趣旨のものを学校管理案という文書名で作成していた。

(2) 改正前の条例第6条第1項第9号該当性について

学校の防犯事務の遂行に当たっては、その前提として教室の配置等施設の把握が不可欠であることから、本件行政文書についても学校防犯事務に関する情報の性格を有するといえる。

そして、本件不開示部分には、平成2年度から平成4年度までの校舎内部の配置、校舎設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されているが、現在の各部の配置と大きく変わっていないため、この平面図を見ることで現在の教室の配置状況等を把握することが可能となり、学校内部への侵入等の犯罪の実行が容易となる。さらに、本件学校は、肢体不自由の幼児児童生徒を対象としており、年齢的に自分で判断して行動することが難しい幼児児童や歩行困難であったり聴覚又は視覚の障害により一人で行動することが難しい幼児児童生徒も在籍していること、また本件学校は寄宿舎も併設していることから学校生活を送るのみならず常時生活する場であることも考慮すれば、本件不開示部分を公にすることより幼児児童生徒や学校関係者の安全を脅かすおそれがあり、ひいては学校防犯事務の遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる。したがって、改正前の条例第6条第1項第9号に該当する。

なお、本件一部開示決定において開示した、本件行政文書のうちの建物配置図の部分については、建物の外見から把握することができる情報のみで構成されていることから、公にしたとしても上記のようなおそれが生じないと判断したため、開示したものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件学校の平成2年度から平成4年度までの学校管理案のうち校地・校舎の平面図であり、実施機関は、本件不開示部分を改正前の条例第6条第1項第9号に該当するとして不開示としている。

(3) 改正前の条例第6条第1項第9号該当性について

ア 改正前の条例第6条第1項第9号は、行政の行う事務事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務事業の目的を損ない、又は公正、円滑な執行ができなくなり、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるおそれのある情報は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおり、校舎内部の配置、校舎の設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されていることが認められた。また、実施機関から提出された平成30年度の本件学校の校地・校舎の平面図と本件不開示部分を比較すると、部屋の使用用途の変更等多少の違いはあるものの、その内容の大部分に相違がないことが認められた。よって、本件不開示部分を開示することにより、現在の建物内部の状況が明らかになるということができる。そして、このような部分が公になれば、あらかじめ校舎内の人が多く集まりそうな場所や危険な器具が存在する場所等を把握することができるため、部外者の不法侵入といった犯罪の実行を容易にするおそれがあるということができる。さらに、本件学校は肢体不自由の幼児児童生徒を対象とする学校であることから、実施機関の主張するとおり、年齢的に自分で判断して行動することが難しい幼児児童や、歩行困難又は聴覚若しくは視覚の障害により一人で行動することが難しい幼児児童生徒も在籍しているため、より防犯面について配慮が必要であり、不法侵入といった犯罪の実行を防ぐ必要性は高い。よって、本件不開示部分を開示することにより、当該学校における防犯事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるといえる。

なお、審査請求人は、アスベスト被害に関わる開示請求であると主張しているが、本件不開示部分には各室の具体的な用途の詳細といった建物内部の状況が記載されているものの、建設に使用された材質等の記載はないため、本件不開示部分を確認してもアスベストの存在の有無及び存在する場所を把握できるものではない。したがって、本件不開示部分を開示したとしても、アスベストによる健康被害への対策を講ずることができるとはいえない。また、アスベスト被害を受けた場合の救済手段として、公務災害認定の請求を行うことも考えられるが、当審査会において実施機関に確認したところ、公務災害認定の請求の際には、アスベストのばく露を受けた可能性のある施設の平面図の添付が必要とされているが、当該施設が県立学校であれば、その請求者が当該施設の平面図を添付できない場合であっても、県教育委員会内において公務災害認定の請求の受付担当課に対し必要な平面図の提供が可能であり、それをもって公務災害認定の請求を行うことが可能とのことである。したがって、開示請求により平面図を入手することができなくとも、全く法的救済を受けることができないとはいえない。

ウ したがって、本件不開示部分は、改正前の条例第6条第1項第9号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・平成2年度学校管理案（愛知県立B養護学校）のうち校地・校舎の平面図
- ・平成3年度学校管理案（愛知県立B養護学校）のうち校地・校舎の平面図
- ・平成4年度学校管理案（愛知県立B養護学校）のうち校地・校舎の平面図

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 6. 12	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 6. 29	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 7. 20 (第 553 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 9. 27 (第 557 回審査会)	審議
30. 10. 23 (第 559 回審査会)	審議
30. 11. 20	答申